

「保険税（料）納付済額通知」における よくあるお問い合わせ

Q 1. 「保険税（料）決定通知書」と「保険税（料）納付済額通知」に記載されている金額が異なるのはなぜですか？

A 1. 「保険税（料）決定通知書」は年度単位（4月～翌年3月）の金額を記載したものです。税の申告において記入する金額は年単位（1月～12月）のため、「保険税（料）納付済額通知」は年単位の金額を記載しています。

※ 「保険税（料）決定通知書」とは、当該年度の保険税（料）額とその内訳等を記載し、毎年7月に発布している通知書のことです。

Q 2. 「保険税（料）納付済額通知」の発送時期が遅すぎるのではないですか？

A 2. 「保険税（料）納付済額通知」には、前年1月1日から12月31日までの間に納付された保険税（料）の合計金額を記載しています。

金融機関やコンビニエンスストアにて納付された保険税（料）は、町田市が入金を確認できるまでに最長2週間程度かかること、また、「保険税（料）納付済額通知」の作成事務に1週間程度必要となることから、発送時期は、例年1月下旬とさせていただきます。

Q 3. 生計を一にする親族に賦課された保険税（料）を納付書や口座振替で納付した場合には、その金額についても、社会保険料控除の適用を受けることができますか？

A 3. 生計を一にする親族に賦課された保険税（料）でも、実際に納付された方（負担された方）が社会保険料控除の適用を受けることができます。

その場合、賦課されたご本人様の社会保険料控除として二重計上はできませんのでご注意ください。

Q 4. 生計を一にする親族に賦課された保険税（料）を私名義の口座振替により納付しましたが、その金額は私の「保険税（料）納付済額通知」に記載されないのですか？

A 4. 記載されません。

「保険税（料）納付済額通知」は、保険税（料）が賦課されたご本人様のお名前で発行しています。ご本人様と別名義の口座からご納付いただいた保険税（料）であっても、保険税（料）を賦課されたご本人様の「保険税（料）納付済額通知」に記載されています。

Q 5. 私が扶養している親族が受給している公的年金から特別徴収（年金天引き）された保険税（料）について、私が社会保険料控除の適用を受けることはできますか？

A 5. 特別徴収（年金天引き）された保険税（料）については、ご本人様以外が社会保険料控除の適用を受けることはできません。

特別徴収（年金天引き）の場合には、その年金の受給者のみが社会保険料控除の適用を受けることができます。

Q 6. 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている社会保険料の金額と、「保険税（料）納付済額通知」に記載されている金額が異なるのはなぜですか？

A 6. 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている社会保険料の金額は、特別徴収（年金天引き）により納付された保険税（料）額だけが記載されています。一方で、「保険税（料）納付済額通知」には普通徴収（納付書または口座振替）によって納付された保険税（料）も記載されます。そのため、普通徴収（納付書または口座振替）により納付された保険税（料）額がある場合は、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている社会保険料の金額と、「保険税（料）納付済額通知」に記載されている金額は異なります。

また、特別徴収（年金天引き）により一度納付された保険税（料）について、年度途中で保険税（料）額の変更（更正）がなされても、その変更された差額は「公的年金等の源泉徴収票」には反映されません。その場合も、「保険税（料）納付済額通知」に記載された金額とは異なります。

Q 7. 確定申告をする際には、「保険税（料）納付済額通知」に記載された金額をそのまま確定申告書の社会保険料控除欄に記入すれば良いのですか？

A 7. 生計を一にする親族が納付すべき保険税（料）を代わりに納付された場合や、勤務先に納付された健康保険料、町田市以外の区市町村に納付された保険税（料）などがある場合には「保険税（料）納付済額通知」に記載された金額とそれらの金額を合算してご記入いただくことになります。

Q 8. 確定申告において社会保険料控除の適用を受ける場合には、「保険税（料）納付済額通知」を添付しなければならないのですか？

A 8. 国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除の適用を受ける場合には控除証明書の添付が必要ですが、それ以外の社会保険料についての添付義務はありません。

なお、町田税務署では、「保険税（料）納付済額通知」をお持ちであれば添付するよう案内をしているようです。

※ 確定申告に関する詳細については町田税務署にお尋ねください。